

令和 6 年度

**指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導
(就労系サービス・報酬改定編)**

大阪市福祉局障がい者施策部

令和6年度報酬改定の主な内容及び新設加算や減算 等の要件について

就労継続支援B型における平均工賃の水準に応じた報酬体系

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げされました。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬が設定されました。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「**6：1**」の報酬体系が創設されました。

○平均工賃月額の算定方法の見直し

前年度の年間工賃支払総額 ÷ (前年度の年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12 月

就労継続支援B型における短時間利用減算

【就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）～（Ⅵ）（利用者の就労や生産活動等への参加等をもって評価する報酬）を算定している事業所が対象】

○所定単位数

直近3か月の平均利用時間が4時間未満（送迎のみを行う時間は含まない）の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合、短時間利用減算を適用します。

所定単位数の70%を算定（30%減算）します。

短時間利用減算の算定除外該当者について

重度の身体障がいや精神障がい等、障がい特性等に起因するやむを得ない理由により4時間未満の利用になってしまう利用者については、やむを得ない理由を記載したサービス等利用計画等を各区保健福祉センターへ提出してください。受給者証に**短時間利用除外該当者**と記載されます。

なお、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）（平均工賃月額に応じた報酬）を算定している事業所につきましては本減算の算定対象外になりますのでご注意ください。

就労継続支援B型における目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制を評価

- (1) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上
 - (2) 当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上
- (1) かつ (2) をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算します。

就労継続支援B型における目標工賃達成加算

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び(Ⅳ)を算定する事業所が対象】

各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算できます。

加算の算定要件

- ① 工賃向上計画において掲げた工賃目標
- ② 工賃目標の対象年度における事業所の平均工賃月額（実績）
- ③ 工賃目標の対象年度の前年度における事業所の平均工賃月額（実績）
- ④ 工賃目標の前々年度における全国平均工賃月額
- ⑤ 工賃目標の前々々年度における全国平均工賃月額
- ⑥ ③ + (④ - ⑤) ※④ - ⑤が0未満の場合は、0として算定すること。

算定要件1 ① ≧ ⑥ となっていること

※④がR3年度⑤がR2年度の場合、④ - ⑤は731円

算定要件2 ② ≧ ① となっていること

就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し・地域連携会議実施加算

利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能となりました。

○地域連携会議実施加算

地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象となります。

【地域連携会議実施加算】（Ⅰ）583単位／回

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】（Ⅱ）408単位／回

- ・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

就労定着支援事業所の報酬算定の見直し

就労定着率のみに応じた報酬体系となります。

【就労定着率】

当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該年度の末日から起算して過去3年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいいます。

就労定着支援事業所の地域連携会議実施加算

○地域連携会議実施加算

地域の就労支援機関等との必要な連絡体制を構築するため、各利用者の就労定着支援計画に係るケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に算定できます。

【地域連携会議実施加算】（Ⅰ）579単位／回

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】（Ⅱ）405単位／回

- ・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

就労定着支援事業所の支援体制構築未実施減算

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等について、適切な引き継ぎのための次アからウの措置を1つでも講じていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する額を所定単位数から減算します。

- ア 要継続支援利用者の状況その他の支援に当たり必要な要継続支援利用者関係情報について、当該利用者を雇用する事業所及び関係機関等との情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。なお、当該指針には、引き継ぎに関する基本的な考え方、支援体制、雇用先企業及び関係機関等に対する具体的な支援内容、事業所が行う研修等の項目を定めることが望ましい。
- イ 指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する3月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を個別支援計画、支援レポート等により共有していること。
- ウ 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。

就労継続支援A型のスコア方式による評価項目の見直し

経営状況の改善や一般就労への移行等を促すために評価指標やスコアを見直し

	評価指標	判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価	-20点～60点
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点か10点
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	0点か-50点
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点か10点

食事提供体制加算の見直し

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において一定の要件のもと令和9年3月31日まで経過措置が延長されることになりました。

収入が一定の額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①～③のいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケアステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること。
- ② 利用者ごとの摂食量を記載していること。
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること。

⇒対象者であるかは受給者証を確認してください。

以上で、令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（就労系サービス 報酬改定編）を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料やその他参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。